

霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における温泉を利用した発電事業の実施に関する手続を定め、温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図ることにより、貴重な共有財産として将来の世代に引き継ぎ、及びその持続的な利用を可能とし、もって自然環境の保全及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温泉 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。
- (2) 発電事業者 温泉を利用して地熱発電を行う事業者をいう。
- (3) 対象事業 発電事業者による既存の温泉を利用若しくは温泉を新たに掘削、替え掘り若しくは増掘して行う地熱発電事業又は発電後に生じる蒸気や熱水等を活用した事業をいう。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項及び鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）第2条第2項に基づく環境影響評価の対象となる事業を除く。
- (4) 事業計画 対象事業に関し、市長が別に定める事項を記載した計画をいう。

(責務)

第3条 発電事業者は、対象事業を実施するに当たっては、その進捗段階に応じて、市、地域住民、温泉利用事業者（温泉を公共の浴用又は飲用など厚生的な目的で利用するもの又は温泉を配湯、発電、農業等産業的な目的で利用するものをいう。）その他関係者に対して、事業計画の内容及びその進捗状況を説明する機会を設けなければならない。

(事業計画の同意)

第4条 発電事業者は、対象事業を実施するに当たっては、各号に定める日のいずれか早い日までに市長に事業計画を提出し、あらかじめその同意を得なければならない。

- (1) 発電事業者が発電事業に係る温泉資源賦存状況調査（温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改正）（平成26年12月環境省自然環境局策定）中第三の2に定める地熱開発のための調査及びこれに準ずるものをいう。）を行うとき 当該調査を実施する日
- (2) 発電事業者が温泉法第3条又は第11条の規定により鹿児島県知事への申請を行うとき 当該申請を行おうとする日の90日前
- (3) 発電事業者が事業実施のために必要とされる法令等の手続に関して市長の同意等を必要とする場合 当該手続を行う90日前

2 市長は、同意の可否に関し審査するため、前項により事業計画を提出した発電事業者に対し、必要と認められる情報を文書により提出することを求め、又は当該発電事業者の同意を得て現地調査を実施することができるものとする。

3 市長は、第1項の規定により事業計画の提出を受けたときは、霧島市温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

4 市長は、前項に規定する委員会の意見を参酌して同意の可否を決定するものとする。

5 市長は、同意を行う場合には、発電事業者に対して必要な条件を付すことができ、発電事業者は当該条件を事業計画の内容に反映させなければならない。

（事業計画の変更の同意）

第5条 発電事業者は、前条第1項の同意を得た事業計画の内容に著しい変更が生じる場合は、当該変更が生ずる90日前までに変更後の事業計画（以下「変更事業計画」という。）を市長に提出し、あらかじめその同意を得なければならない。

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により変更事業計画が提出された場合について準用する。この場合において、前条第2項、第3項及び第5項中「事業計画」とあるのは「変更事業計画」と読み替えるものとする。

（同意の取消し）

第6条 市長は、第4条第1項の同意を得た事業計画（前条第1項の同意を得た変更事業計画を含む。）の内容に基づく事業が、地域の温泉資源や自然環境等に著しい影響を及ぼし、その他公益を害するおそれがあると認めるときは、当該同意を取り消すことができる。

（意見の提出）

第7条 市長は、地域の温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図るため、必要に応じて、鹿児島県知事に対し、第4条第3項に規定する委員会の意見並びに市長による同意の有無及びその理由に関する意見を提出するものとする。

（協定の締結）

第8条 市長は、第4条第1項により市長に事業計画を提出した発電事業者に対し、発電事業の実施に係る環境保全に関する協定（以下「協定」という。）の締結を求めることができる。

2 協定の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 温泉資源の適切な保護及び適正な利用に資する調査並びに報告の実施に関する事項
- (2) 良好な自然環境の保全等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する内容を達成するために必要な事項

3 発電事業者は、第1項により市長から協定の締結を求められた場合は、当該協定を締結するよう努めなければならない。ただし、既に同様の趣旨をその内容とする協定を市長との間で締結しているときはこの限りでない。

（現地調査等の実施）

第9条 市長は、第4条第1項に規定する事業計画の同意（第5条第1項に規定する同意を含む。）を得た発電事業者が、第4条第5項に規定する条件（第5条第2項により読み替えて適用される場合を含む。）又は前条の規定により締結した協定に違反した場合には、当該発電事業者に対し、必要と認められる情報を文書により提出することを求め、

又は当該発電事業者の同意を得て現地調査を実施する（第11条第1項において「文書提出又は現地調査」という。）ことができるものとする。

（勧告）

第10条 市長は、対象事業を実施する発電事業者で事業計画を提出しないもの又は変更事業計画を提出しない発電事業者に対し、事業計画又は変更事業計画を提出するよう勧告することができる。

（公表）

第11条 市長は、第9条に規定する文書提出又は現地調査の要請又は前条に規定する勧告を受けた発電事業者が、正当な理由がなくこれに従わないときは、当該発電事業者の名称（前条に規定する勧告を受けた発電事業者は当該勧告内容を含む。）を公表することができる。

2 市長は、前項に規定する公表を行おうとするときは、あらかじめ当該発電事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（設置）

第12条 第4条第1項により提出された事業計画又は第5条第1項により提出された変更事業計画の調査審議を行うため、委員会を置く。

（委員会の組織等）

第13条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域住民の代表
- (3) 温泉関係団体代表者
- (4) 環境関係団体代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第14条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第15条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（関係者の出席等）

第16条 委員会において、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、必要な説明又は資料の提出を求めることができる。

（委員会の庶務）

第17条 委員会の庶務は、企画部企画政策課が行う。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に温泉法第3条及び第11条の規定による申請を行っている発電事業者は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して30日以内に市長に事業計画を提出し、その同意を得なければならない。

(霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

温泉井検討委員会委員（識見を有する者）	日額 17,600円
---------------------	------------

」を

「

温泉井検討委員会委員（識見を有する者）	日額 11,500円
温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会委員長（識見を有する者）	日額 12,500円
温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会委員（識見を有する者）	日額 11,500円

」に改める。